

感染症登校許可証明書（学校HPからダウンロード可）

医師により下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法により出席停止となり欠席にはなりません。
 つきましては主治医の指示に従い、許可が下りるまで家庭で療養させてください。次回登校の際は、下記の「感染症に関わる登校に関する意見書」を主治医に記入いただき担任に提出願います。

主治医様

感染症に関わる登校に関する意見書

年 組 名前 _____

◆感染の恐れが極めて少なくなりましたので _____ 月 _____ 日 以降の登校が可能であると判断しました。
 初診日は _____ 月 _____ 日です。

分類	○印	病名	出席停止の基準
1種		(※下記)病名:	治癒するまで
第2種		インフルエンザ	発病後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発病後5日、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
		風しん	発疹が消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
		結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種		コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	他 ()		

(※)エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、SARS、ポリオ、鳥インフルエンザ等
 【その他参考となる所見】

年 月 日 医療機関名: _____ 医師名: _____ 印 _____